

檀原市第1期こども計画の概要について

資料1

1 こどもをとりまく社会情勢

令和5年4月1日に、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくための包括的な基本法である「こども基本法」が施行された。その中で、後述の「こども大綱」等を勘案し市町村こども計画を定めるよう努めることや、こども施策に対するこども等の意見を反映することが示された。また、令和5年12月22日に閣議決定された「こども大綱」では、常に子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」の実現を目指して施策を進めていくことが示された。

この流れを受け、本市において「こども計画」の策定に至った。

2 こども計画の概要

本市の「こども計画」の期間は、令和7年度から令和11年度の5年間とする。

従来の「子ども・子育て支援事業計画」、「次世代育成支援行動計画」、「保育医療等基本方針に基づく計画」に加え、これまで未策定であった「子どもの貧困対策推進計画」「子ども・若者計画」を包含した構成となっている。

3 檀原市の現状と課題

計画策定にあたり、檀原市の現状分析を行うとともに、これまでの取り組みの評価や課題を整理し、また今回初めて「小学5・6年生対象アンケート調査」、「子どもの生活実態調査（貧困調査）」、「子ども・若者の生活や意識に関するアンケート調査」を実施した。

【結果から見えてきたこと】

- ① **子どもの主体性を尊重した関わりを浸透させる必要性**
- ② **すべての子どもが平等に機会を与えられるよう支援する必要性**
- ③ **若者の将来を保証できる支援を推進する必要性**

4 大切にしたい考え方と方向性

子どもや子育て家庭、そして次代を担う若者を取り巻く環境は、ますます複雑化・多様化している。今後は、子どもや若者の視点に立ち、子どもや若者にとって最善の利益が配慮され、どのような立場や境遇であっても、子どもや若者、子育て世帯の権利が守られ、子どもや若者が夢や希望を持ちながら、社会で活躍できるよう成長を支える「こどもまんなか社会」の実現を目指し、総合的なこども施策を推進することが重要である。

本市では、こども基本法の考え方のもと右記内容を新たな基本理念として掲げ、子どもや若者の権利が保障され、希望する未来が実現できるとともに、新たな出会いやつながりを楽しみ、まち全体が一丸となって子どもや若者の未来をはぐくんでいくまちの実現を目指すこととする。

【施策体系】

基本理念	基本目標	施策テーマ	取組項目
こどもや若者の笑顔と未来を応援するまちづくり	基本目標 1 子どもや若者を支える 取り組みの推進	①乳幼児期の支援	1. 教育・保育事業の充実
		②学童期・思春期の支援	1. 学校環境の充実 2. 体験機会の提供 3. 社会で活躍できる人づくり 4. 子どもが自分らしく過ごせる居場所の提供 5. 青少年の健全な育成を支える環境の整備
		③青年期の支援	1. 若者の未来を支える支援の充実
		④特別な支援を必要とする子どもや若者への支援	1. 子どもや若者の発達に関する支援の充実
		⑤子どもの権利を守る取り組みの実施	1. 人権意識の普及啓発 2. 多様な性のあり方についての意識啓発 3. いじめ・不登校対策の強化 4. 児童虐待への対応の強化 5. 子どもや若者自身が意見を表明する機会の提供
	基本目標 2 家庭を支える 取り組みの推進	①妊娠期・出産期の支援	1. 妊娠・出産支援 2. 成育医療
		②子育て期の支援	1. 地域子育て支援 2. 経済的支援
		③要支援者への支援	1. 子どもの貧困・ひとり親
	基本目標 3 子どもや若者を支える 地域・社会の構築	①安全で安心して暮らせる環境づくり	1. 都市環境 2. 安全対策
		②地域における交流や活動の場の充実	1. 交流・活動の促進
		③子育てを支えるネットワークや仕組みの強化	1. ネットワーク・連携 2. 推進体制の強化

【重点施策】

本市で様々な取り組みを進める上で、今回のアンケート調査結果等から見えた、今後特に対応が必要と思われる課題を「重点施策」として掲げ、今後重点的に取り組んでいく。

重点施策 1	自尊感情の醸成と主体性の育成	子どもや若者の主体性を尊重する環境づくり
重点施策 2	平等な機会の提供	すべての子どもや若者の未来を保証できる環境づくり
重点施策 3	生涯を通じた出会い・成長の支援	新たな出会いや成長に喜びや楽しさを実感できる環境づくり
重点施策 4	子育て世帯と共に支え合うまちの実現	すべての人が協働して子どもや若者の未来を応援する環境づくり

5 教育・保育サービスの提供について

「子ども・子育て支援法」に基づく事業計画においては、教育・保育及び乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）、地域子ども・子育て支援事業について、5年間の量の見込みと確保方策を定める必要がある。量の見込みについては、基本的に実績値と将来児童数の予測値を基に算出し、一部事業については本市の今後の整備移行、ニーズ調査結果を踏まえて算出している。また、それに対応するための確保方策を記載している。

※新規事業には★印を表示

(1) 教育・保育の量の見込みと提供体制

本市では、保育所（園）、認定こども園等（以下、保育園等という）利用待機児童数について、国の基準に従い報告している。国の基準では、保護者が特定の保育園等を希望した場合、他に利用可能な保育園等があれば待機児童に含めないこととなっており、市全体を通園区域と捉え、市内のすべての保育園等に入園希望をしないと待機児童としてカウントされないという運用を行ってきた。しかし、市全域を通園区域とすることが現実的ではなく、市民の実感と待機児童数に乖離が生じていたことを踏まえ、真に保育が必要な児童が全員保育園等に入所できるよう、以下の通り本市独自の待機児童の定義を設定し、対策を進めていくこととする。

【待機児童のカウント方法】

従来の待機児童の考え方は残しつつも、真に保育を必要としつつも入所できない「実質待機児童」（3園以上※の保育園等を希望し、転園・保留希望を除く児童）という考え方を導入し、解消を目指す待機児童数としてカウントする。3園未満の保育園等希望の児童については「単純待機児童」とし、実質待機児童としてカウントしないこととなるが、これまで通り入所申込の際には適切な説明を行い、マッチングできるように丁寧な対応を行っていく。

※3園以上とする理由：「橿原市保育所・幼稚園適正配置実施計画」においては、橿原市内を5つのエリアに区分し、市立幼稚園の存置する方向性が示されていることに倣い、5つのエリアを通園範囲ととらえ、5つのそれぞれのエリア内にある保育所・認定こども園数を勘案し、おおむね3か所以上の保育園等が存在することから、3園とした

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の量の見込みと提供体制★

令和8年度より本格施行が予定されている事業である。橿原市は、令和8・9年度については一般型（在園児合同）として運用予定だが、今後国の動向を注視しつつ、令和10年度までに私立園等と協議しながら受け入れ体制の充実について検討していく。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

事業名	
利用者支援事業	基本型・特定型
	こども家庭センター型
	地域子育て相談機関
	妊婦等包括相談支援事業★
時間外保育事業（延長保育事業）	
放課後児童健全育成事業（学童保育）	
子育て短期支援事業	
乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）	
養育支援訪問事業	
子育て世帯訪問支援事業★	
地域子育て支援拠点事業	
一時預かり	幼稚園
	その他
病児保育事業（0～5歳児）	
子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳
	6～11歳
妊婦健康診査	
産後ケア事業★	宿泊型
	デイサービス型
	アウトリーチ型

6 計画の推進に向けて

計画の点検・評価については、計画の対象となる子どもや若者当事者をはじめ、子どもの保護者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する方、労働者を代表する方、事業主を代表する方、こどもの権利や貧困状況等に関する有識者、こどもの権利や貧困状況等に関する知見を有する外部団体などから構成する「檀原市子ども・子育て会議」において、計画に基づく施策・事業の実施状況及び達成状況等についての点検・評価を毎年度実施する。特に、教育・保育サービスの見込み量については、計画期間の中間年となる令和9年度を目安として見直しを検討する。

なお、施策・事業の実施状況等の評価結果については、毎年度ホームページ等を通じて市民に公表する。